

★ 広島県港湾施設管理規則及び広島県入港料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五十七号）（港湾管理課）

一 改正の要旨

利用者の申請事務の負担軽減を図るため、電子通信システムを利用して提出することができる港湾施設の使用許可申請書を追加するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年十月三十日